

利用にかかる注意事項

*利用希望に当たり重要な事項を記載していますので、必ず1項目ずつご確認のうえ、確認済欄にチェック (☑) してください。

	項 目	確認済
1	居宅訪問型保育事業は、利用者の自宅に保育者を派遣し、1対1の保育を提供する事業です。保育以外の家事サービス等（掃除・洗濯・調理・習い事の送迎など）は行いません。	<input type="checkbox"/>
2	内定後、運営事業者がご自宅を訪問し、保育が可能な環境であるかの確認を行います。自宅の広さ・環境によっては、利用をお断りすることがあります。利用開始後に、保育環境が不適切となった場合も同様です。	<input type="checkbox"/>
3	居宅内就労等で保護者や同居者が自宅にいる場合、保護者や同居者が児童から見える範囲にいるときは、保育上の支障があるため利用できない場合があります。	<input type="checkbox"/>
4	居宅訪問型保育事業を利用する際、保育課から運営事業者に対し、利用申込みに関する個人情報を提供することをご了承ください。	<input type="checkbox"/>
5	基本保育料（認可保育園の保育料と同額）のほかに、保育者の交通費等の実費がかかることがあります。（公共交通機関不通時のタクシー代等。運営事業者から事前連絡があります。）	<input type="checkbox"/>
6	基本保育時間は月～土の7:15～18:15の範囲で、通常勤務時間+通勤時間となります。基本保育時間外は、急な利用も含め延長保育となり、別途運営事業者の定める延長保育料がかかります。	<input type="checkbox"/>
7	保育者は居宅訪問型保育に関する研修を修了した者が担当します。	<input type="checkbox"/>
8	保育者は複数名でローテーションをします。指名はできません。	<input type="checkbox"/>
9	保育内容は運営事業者及び保育者にお任せください。	<input type="checkbox"/>
10	保育実施日時は、保護者や同居者が在宅していない日時となります。ただし、居宅内就労、疾病、介護等による利用の場合を除きます。	<input type="checkbox"/>
11	昼食、おやつ等は、保護者にご用意いただきます。食事の温め、簡単な盛り付けは可能ですが、調理はできません。ただし、必要な器具等をご用意いただければ調乳は可能です。	<input type="checkbox"/>
12	ペットがいるご家庭は、ペットが保育を行う部屋に入らないよう別室またはケージ内で飼育するなどの対応をお願いします。	<input type="checkbox"/>
13	保護者が帰宅した時点で、保育は終了となります。また、保育中に兄弟姉妹が帰宅しても、一緒に保育することはできません。	<input type="checkbox"/>
14	自宅以外への保育者の派遣はできません。	<input type="checkbox"/>
15	運営事業者により、ご自宅で保育する上での注意事項を事前に確認しますが、万が一保育者の過失により保育中にご自宅の物品を破損した場合には、運営事業者が補償します。ただし、おもちゃやバギー等の経年劣化による破損等の補償はできかねます。	<input type="checkbox"/>
16	申込内容に虚偽があった場合、保育料を滞納した場合、注意事項を遵守されていないことが発覚した場合は、利用をお断りする場合があります。	<input type="checkbox"/>
17	利用開始後に江東区内で転居される場合は、保育が可能な環境であるかの確認を再度行う必要があるため、必ず保育支援課保育サービス係までご連絡ください。	<input type="checkbox"/>
18	利用開始後に江東区外に転出した場合は利用終了となるため、必ず保育支援課保育サービス係までご連絡ください。	<input type="checkbox"/>
19	内定辞退および利用を終了する際は必ず保育支援課保育サービス係までご連絡ください。	<input type="checkbox"/>
20	上記の外、運営事業者との契約条件を遵守してください。	<input type="checkbox"/>

利用にかかる注意事項

*利用希望に当たり、下記項目につきまして確認していただきました。

項 目	
1	居宅訪問型保育事業は、利用者の自宅に保育者を派遣し、1対1の保育を提供する事業です。保育以外の家事サービス等（掃除・洗濯・調理・習い事の送迎など）は行いません。
2	内定後、運営事業者がご自宅を訪問し、保育が可能な環境であるかの確認を行います。自宅の広さ・環境によっては、利用をお断りすることがあります。利用開始後に、保育環境が不適切となった場合も同様です。
3	居宅内就労等で保護者や同居者が自宅にいる場合、保護者や同居者が児童から見える範囲にいるときは、保育上の支障があるため利用できない場合があります。
4	居宅訪問型保育事業を利用する際、保育課から運営事業者に対し、利用申込みに関する個人情報を提供することをご了承ください。
5	基本保育料（認可保育園の保育料と同額）のほかに、保育者の交通費等の実費がかかることがあります。（公共交通機関不通時のタクシー代等。運営事業者から事前連絡があります。）
6	基本保育時間は月～土の7:15～18:15の範囲で、通常勤務時間+通勤時間となります。基本保育時間外は、急な利用も含め延長保育となり、別途運営事業者の定める延長保育料がかかります。
7	保育者は居宅訪問型保育に関する研修を修了した者が担当します。
8	保育者は複数名でローテーションをします。指名はできません。
9	保育内容は運営事業者及び保育者にお任せください。
10	保育実施日時は、保護者や同居者が在宅していない日時となります。ただし、居宅内就労、疾病、介護等による利用の場合を除きます。
11	昼食、おやつ等は、保護者にご用意いただきます。食事の温め、簡単な盛り付けは可能ですが、調理はできません。ただし、必要な器具等をご用意いただければ調乳は可能です。
12	ペットがいるご家庭は、ペットが保育を行う部屋に入らないよう別室またはケージ内で飼育するなどの対応をお願いします。
13	保護者が帰宅した時点で、保育は終了となります。また、保育中に兄弟姉妹が帰宅しても、一緒に保育することはできません。
14	自宅以外への保育者の派遣はできません。
15	運営事業者により、ご自宅で保育する上での注意事項を事前に確認しますが、万が一保育者の過失により保育中にご自宅の物品を破損した場合には、運営事業者が補償します。ただし、おもちゃやバギー等の経年劣化による破損等の補償はできかねます。
16	申込内容に虚偽があった場合、保育料を滞納した場合、注意事項を遵守されていないことが発覚した場合は、利用をお断りする場合があります。
17	利用開始後に江東区内で転居される場合は、保育が可能な環境であるかの確認を再度行う必要があるため、必ず保育支援課保育サービス係までご連絡ください。
18	利用開始後に江東区外に転出した場合は利用終了となるため、必ず保育支援課保育サービス係までご連絡ください。
19	内定辞退および利用を終了する際は必ず保育支援課保育サービス係までご連絡ください。
20	上記の外、運営事業者との契約条件を遵守してください。